

資料編

1. 計画策定の経過
2. 高砂市環境審議会規則
3. 高砂市環境審議会の運営に関する規程
4. 高砂市環境審議会委員名簿
5. 環境基本計画の諮問及び答申
6. 高砂市環境保全条例
7. 市民意識調査概要
8. 市民意見公募状況
9. 用語集

1. 計画策定の経過

日程	名称	議題等
2021（令和3）年 7月20日（火） ～8月10日（火）	市民意識調査	○環境問題や環境保全に関する市民の意識や実態の把握 ○事業所の環境保全に関する取組状況や意見等の把握
7月21日（水）	令和3年度 第1回環境審議会	○第2次高砂市環境基本計画改訂の諮問について ○ゼロカーボンシティ宣言について ○第2次高砂市環境基本計画の現状と課題について ・環境基本計画改訂スケジュール ・市民・事業所アンケート概要 ・環境基本計画の現況と課題 ○第2次高砂市環境基本計画改訂の骨子案について
9月30日（木）	令和3年度 第2回環境審議会	○第2次高砂市環境基本計画改訂の素案について ・骨子案の修正について ・改訂版 第2次高砂市環境基本計画素案について
11月8日（月）	令和3年度 環境保全協議会	○第2次高砂市環境基本計画改訂の素案について
11月24日（水）	令和3年度 第3回環境審議会	○第2次高砂市環境基本計画改訂の素案について
11月26日（金）	令和3年度 環境調整会議幹事会 （書面会議）	○第2次高砂市環境基本計画改訂の素案について
12月28日（火） ～2022（令和4）年 1月26日（水）	パブリックコメント による意見募集	○第2次高砂市環境基本計画改訂の素案について
2月8日（火）	令和3年度地球温暖 化対策地域協議会	○第2次高砂市環境基本計画改訂の素案について
2月9日（水）	令和3年度 第4回環境審議会	○パブリックコメントの結果及びその対応について ○第2次高砂市環境基本計画（改訂版）案の市長への答申
3月22日（火）	令和3年度 環境調整会議	○第2次高砂市環境基本計画改訂の案について

2. 高砂市環境審議会規則

平成 11 年 3 月 31 日高砂市規則第 3 号

高砂市環境審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高砂市環境保全条例（平成 11 年高砂市条例第 1 号）第 65 条の規定に基づき、高砂市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第 4 条 審議会は、調査審議するため、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第 5 条 専門の事項を調査審議するため、必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、生活環境部環境経済室環境政策課において行う。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(高砂市環境保全対策審議会規則の廃止)

2 高砂市環境保全対策審議会規則（昭和 47 年高砂市規則第 20 号）は、廃止する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日高砂市規則第 9 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日高砂市規則第 22 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

3. 高砂市環境審議会の運営に関する規程

(平成11年4月1日)

(趣旨)

第1条 この規程は、高砂市環境審議会規則（平成11年高砂市規則第3号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、高砂市環境審議会以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審議会の招集は、開会の日の7日前までに日時、場所及び審議すべき事項を各委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(議題)

第3条 審議会においては、あらかじめ通知した事項のほか、会長が高砂市環境保全条例（平成11年高砂市条例第1号）の施行について特に必要があると認めた事項を議題に付することができる。

(会議の発言)

第4条 会議において発言しようとする者は、会長の許可を得なければならない。

(動議の提出)

第5条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、会長は会議にはかつて、これを議題としなければならない。

(表決)

第6条 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議録)

第7条 会議の概要は、会議録によって記載するものとする。

2 会議録には、会長及び会長が指名する委員1名が署名しなければならない。

(専門部会)

第8条 専門部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。

2 専門部会に属する委員は、会長が指名する。

3 専門部会に、専門部会長を置く。

4 専門部会長は、専門部会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 専門部会長は、専門部会を代表し、会務を総括する。

6 専門部会長に事故があるときは、あらかじめ専門部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第9条 専門部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を徴するものとする。

(専門部会における準用)

第 10 条 第 2 条から第 7 条までの規定は、専門部会の運営について準用するものとし、当該規定において「審議会」とあるのは、「専門部会」と、「会長」とあるのは、「専門部会長」と読み替えるものとする。

(専門部会の開催の協議)

第 11 条 専門部会長は、専門部会を招集する場合は、あらかじめ会長に協議するものとする。

(正副会長の専門部会への出席)

第 12 条 審議会の正副会長は、専門部会に出席することができる。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は審議会で定める。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

4. 高砂市環境審議会委員名簿

2021（令和3）年4月（順序不同、敬省略）

氏 名	役 職 名
島 正 之	兵庫医科大学医学部教授（公衆衛生学）
山 崎 裕 康	（前）神戸学院大学薬学部教授
大 西 淳 二	弁護士
鈴 木 道 隆	兵庫県立大学名誉教授（環境エネルギー工学）
青 田 テル子	帝塚山大学法学部准教授（行政法）
澤 田 桂 宏	兵庫県立淡路景観園芸学校／ 兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科准教授
稲 富 恭	兵庫大学共通教育機構教授
松 岡 智 郁	東播磨県民局環境課長
森 本 成 治	高砂警察署長
砂 伊佐子	加古川労働基準監督署長

5. 環境基本計画の諮問及び答申

(1) 諮問

高諮第14号

高砂市環境審議会

環境基本計画の変更について（諮問）

高砂市環境保全条例（平成11年高砂市条例第1号）第7条第1項に規定する環境基本計画を変更することについて、環境の保全及び創造の見地から御意見をいただきたいので、同条第5項において準用する同条第3項の規定に基づき諮問します。

令和3年7月21日

高砂市長 都倉 達殊

(2) 答申

令和4年 2月 9日

高砂市長 都倉 達殊 様

高砂市環境審議会

会長 島 正之

第2次高砂市環境基本計画の変更について（答申）

令和3年7月21日付高諮第14号にて諮問のありました標記のことについては、別添のとおり答申します。

6. 高砂市環境保全条例

高砂市環境保全条例(抜粋)

平成 11 年 3 月 31 日
高砂市条例第 1 号

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第 1 節 基本方針

(環境基本計画)

第 7 条 市長は、前条の基本方針を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱及び目標並びにこれらに基づいた施策

(2) 環境の保全及び創造のために、市、事業者及び市民がそれぞれ配慮すべき内容（以下「環境配慮指針」という。）

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映するように努めるとともに、第 65 条に規定する高砂市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第 6 章 環境審議会

(環境審議会)

第 65 条 市は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条に基づき、高砂市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項又は重要事項

(2) その他環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 審議会は、委員 18 人以内で組織し、委員は、学識経験者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

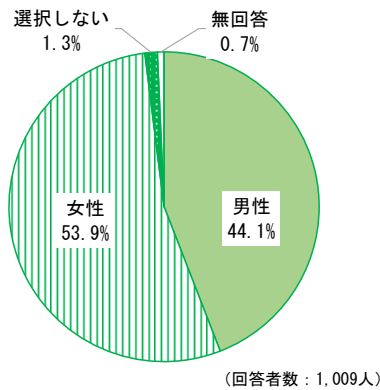
7. 市民意識調査概要

(1) 調査概要

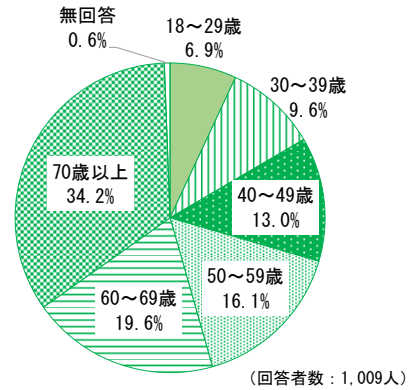
項目	市民アンケート	事業所アンケート
対象	市民 2,000人 ※市内に住民登録がある18歳以上から無作為に抽出	事業所 200事業所 ※市内事業所を無作為に抽出
調査方法	直接郵送法 (回答は郵送又はWebを選択)	直接郵送法
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・属性 ・住まい周辺の生活環境について ・市の自然環境について ・地球環境の保全に関する取り組みなどについて ・環境学習・環境教育について ・省エネ設備や再生可能エネルギーの導入について ・市の環境保全などに関する取り組みについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の概要について ・環境問題への取組状況について ・地球温暖化による影響について ・省エネ設備等の導入状況について ・市民・事業者・行政の連携による環境保全活動について ・市の環境保全などに関する取り組みについて
実施時期	令和3年7月20日(火)～8月10日(火)	
回収率	50.5% (1,009人)	41.5% (83事業所)

(2) 調査結果 (市民)

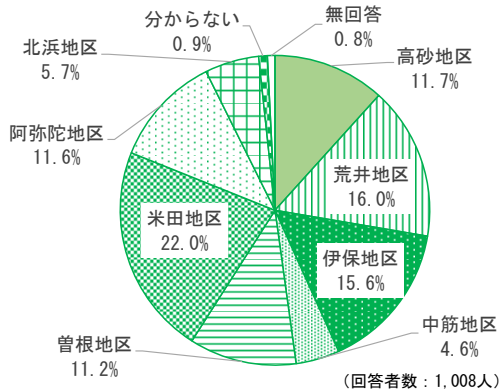
◆性別



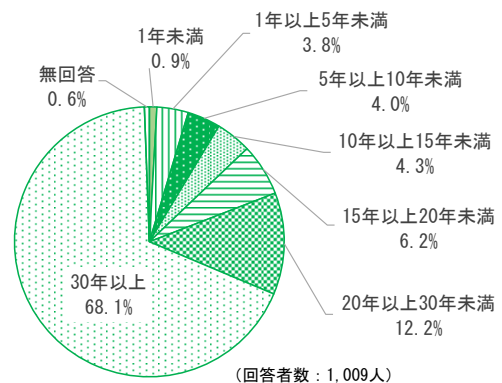
◆年齢



◆居住地区



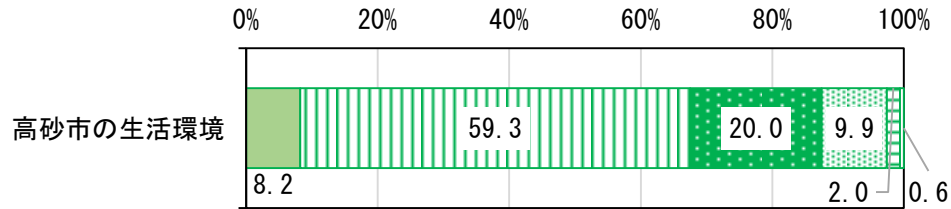
◆居住年数



【住まい周辺の生活環境について】

□高砂市の生活環境をどのように感じていますか。

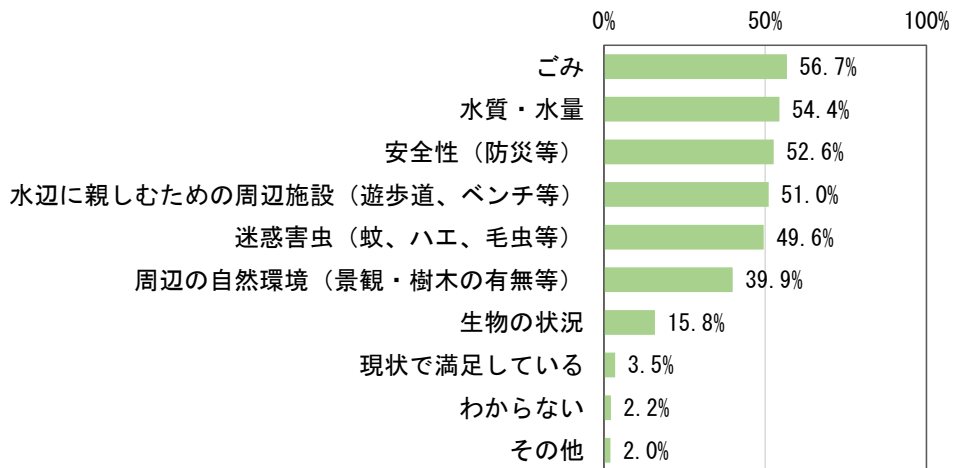
- 非常に快適な環境である
- どちらともいえない
- まったく快適な環境ではない
- どちらかといえば、快適な環境である
- どちらかといえば、快適な環境ではない
- 無回答



(回答者数 : 1,009人)

【高砂市の自然環境】

□水辺をもっと利用したくなるための改善点



(回答者数 : 1,009人)

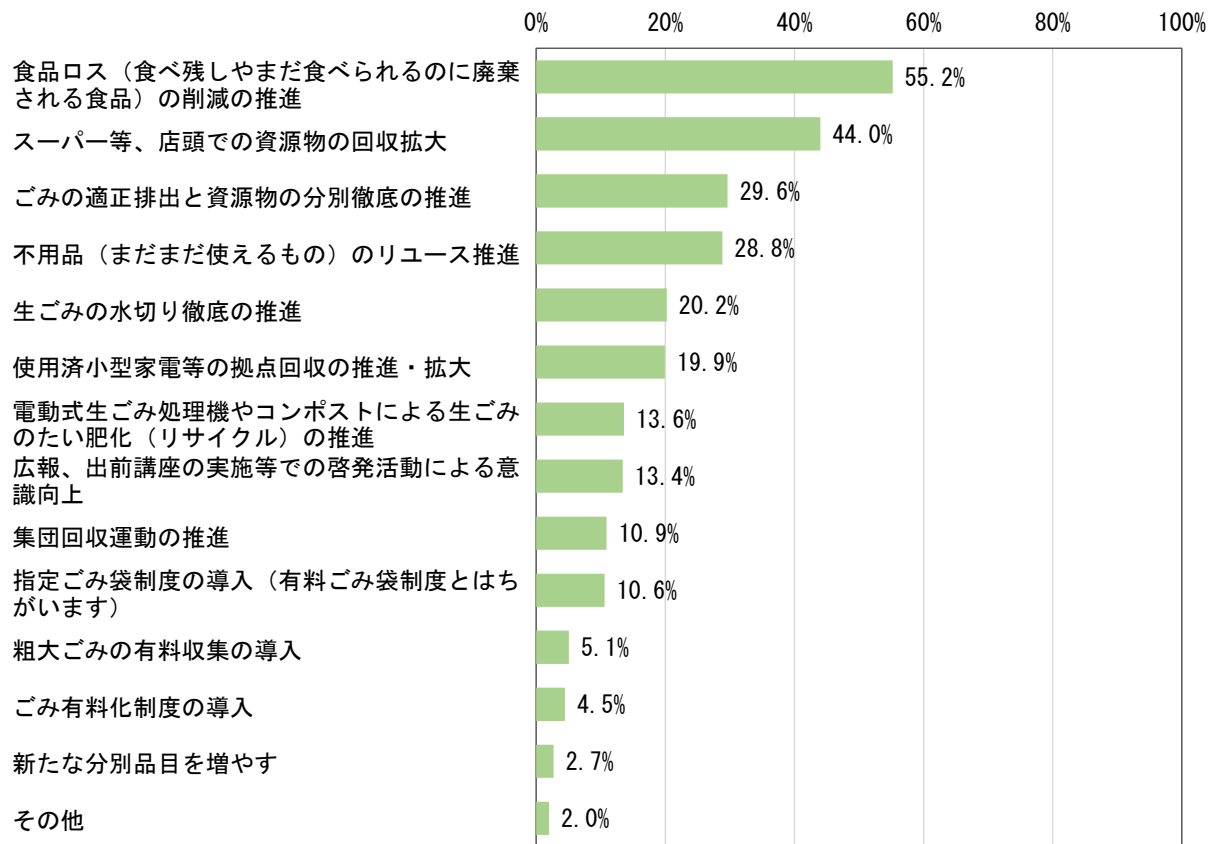
□自然環境として将来に残したい場所

《抜粋（上位10所）》

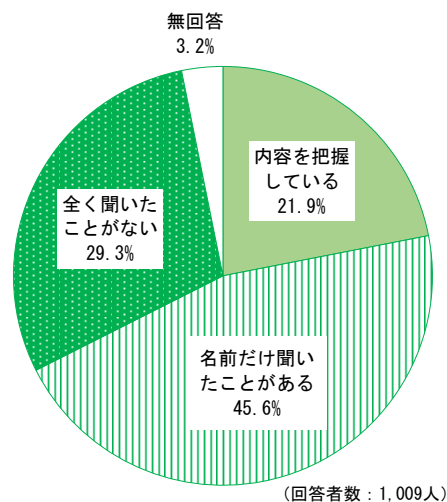
- ・向島公園、高砂海浜公園
- ・市ノ池公園
- ・高御位山
- ・高砂市総合運動公園
- ・石の宝殿
- ・あらい浜風公園
- ・日笠山
- ・竜山
- ・生石神社
- ・鹿島神社

【地球環境の保全に関する取組など】

□家庭ごみの減量・リサイクルに有効な方策

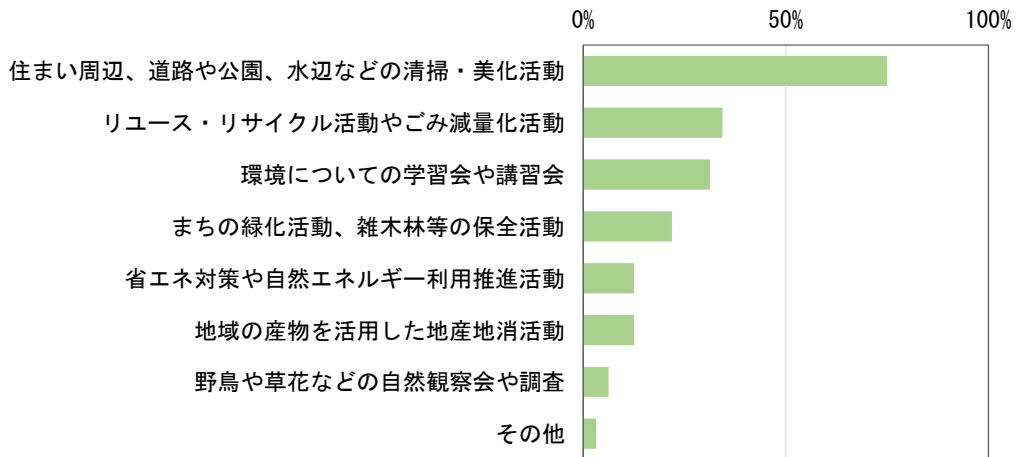


□「持続可能な開発目標（SDGs）」の認知度

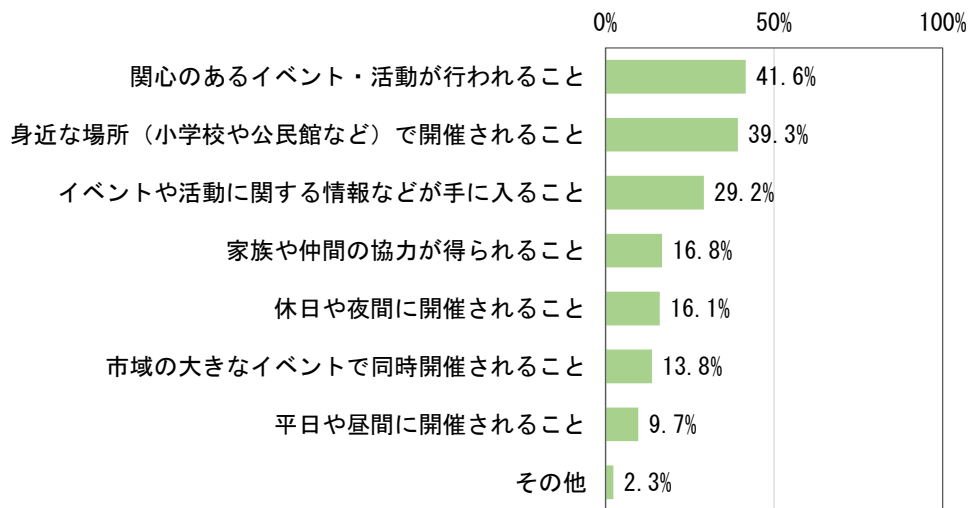


【環境学習・環境教育について】

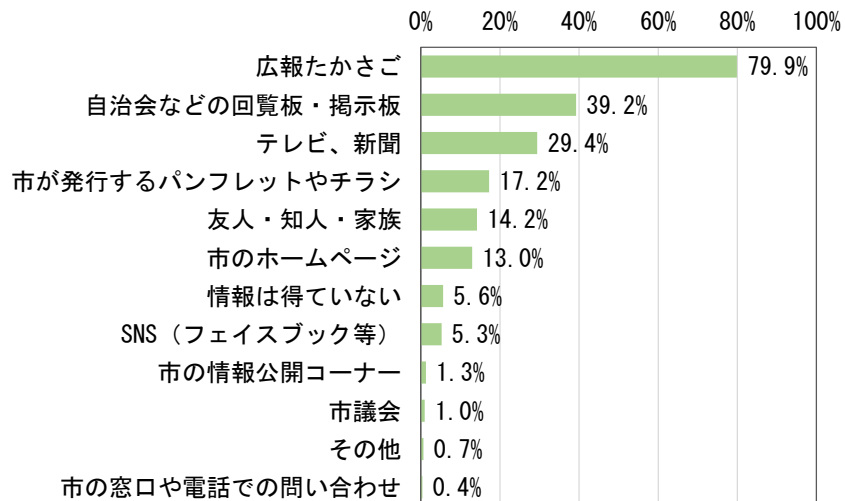
□参加した環境保全活動・環境学習の種類



□環境保全活動・環境学習に参加したいと思う機会

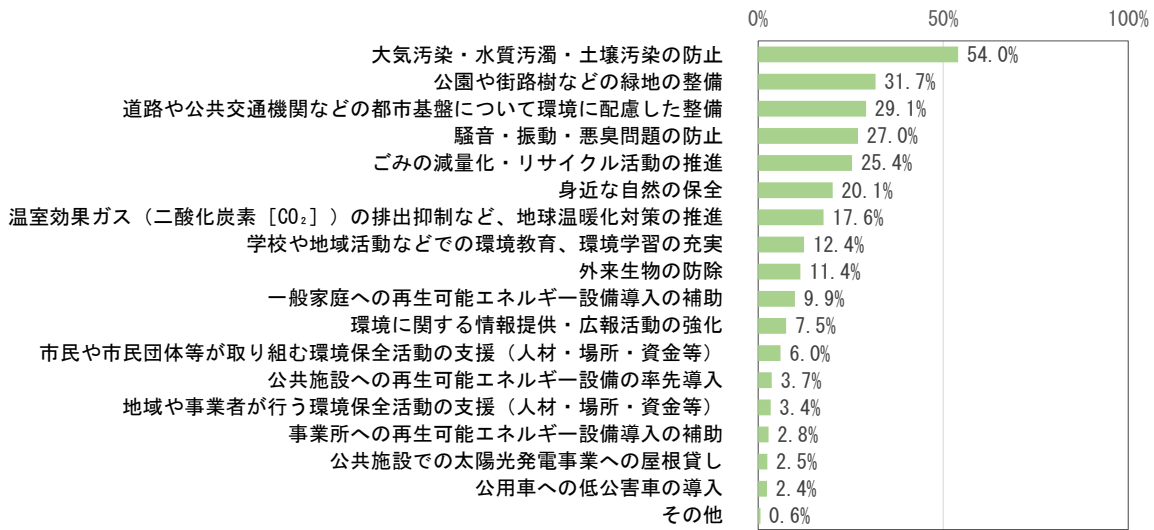


□環境に関する情報源（市政、市民活動など）



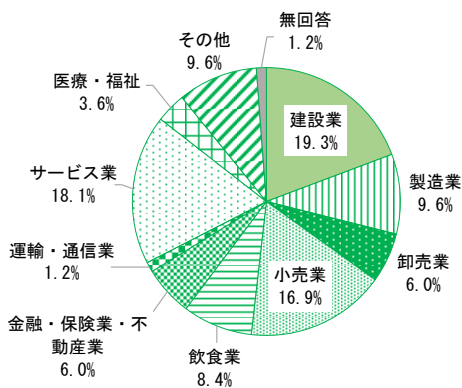
【市の取組について】

□市の施策として重要と考える事項

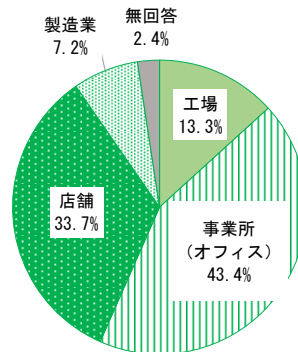


(3) 調査結果（事業者）

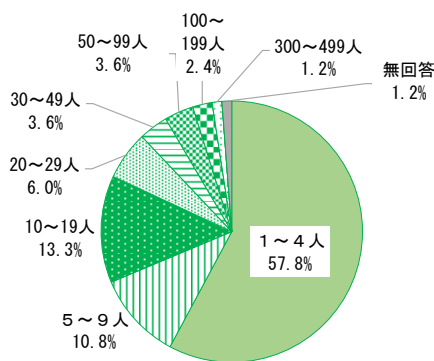
◆業種



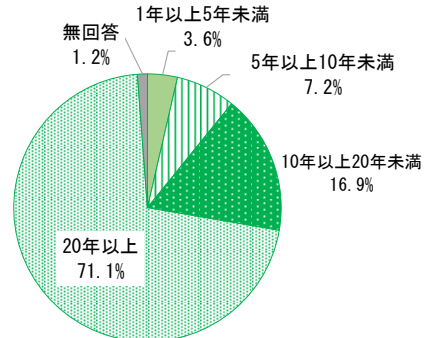
◆事業形態



◆従業員数

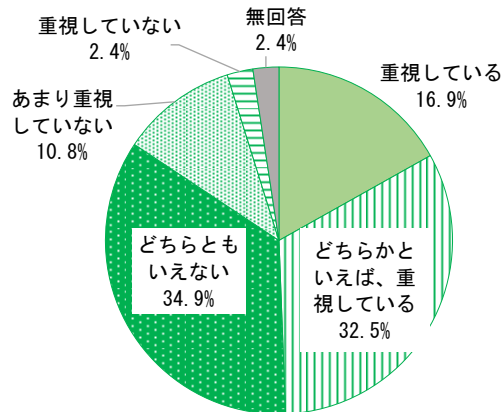


◆営業年数

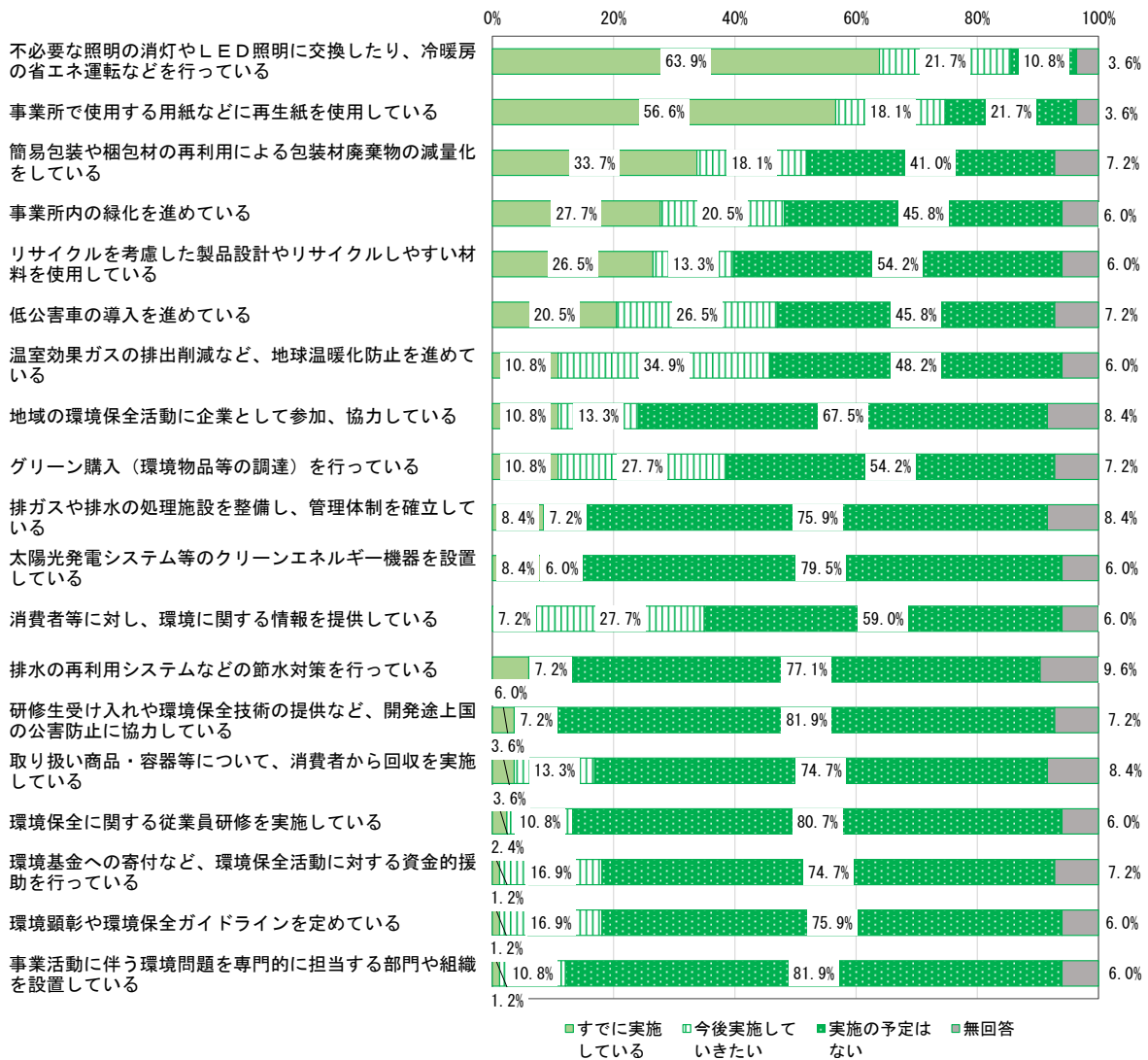


【環境問題への取組状況】

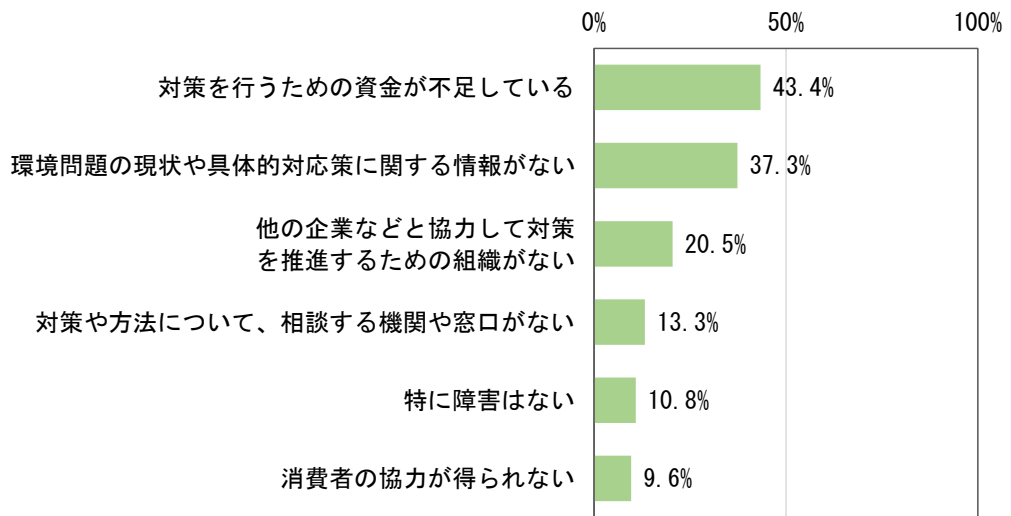
□環境への配慮



□環境保全対策の実施状況



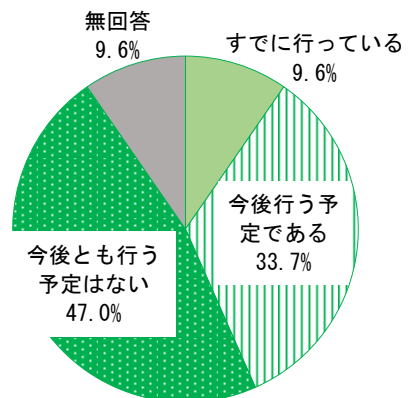
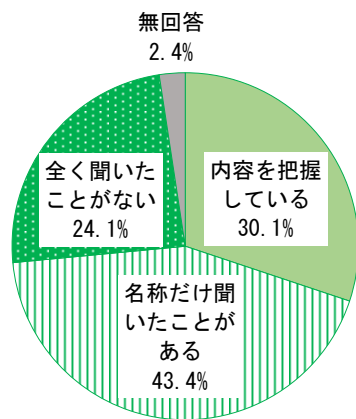
□環境保全対策を進めるうえでの障害



□「持続可能な開発目標（SDGs）」の認知度と取組状況

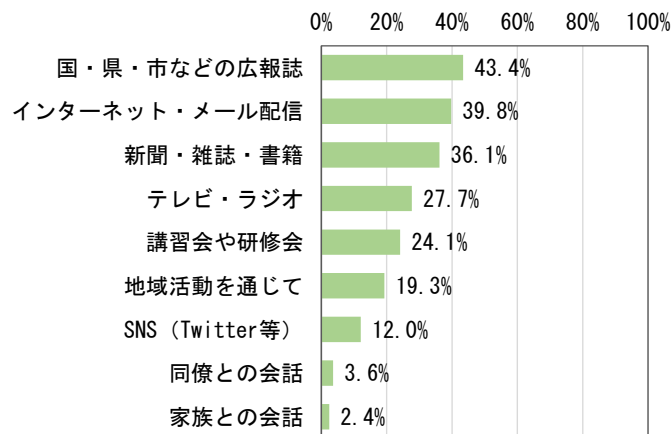
◆認知度

◆取組状況



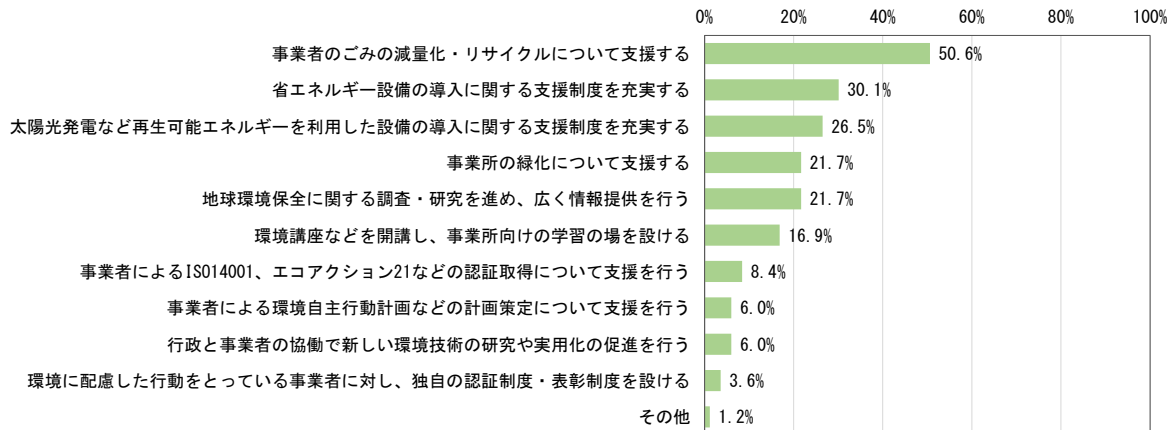
【環境学習・環境教育について】

□環境に関する情報源（市政、市民活動など）

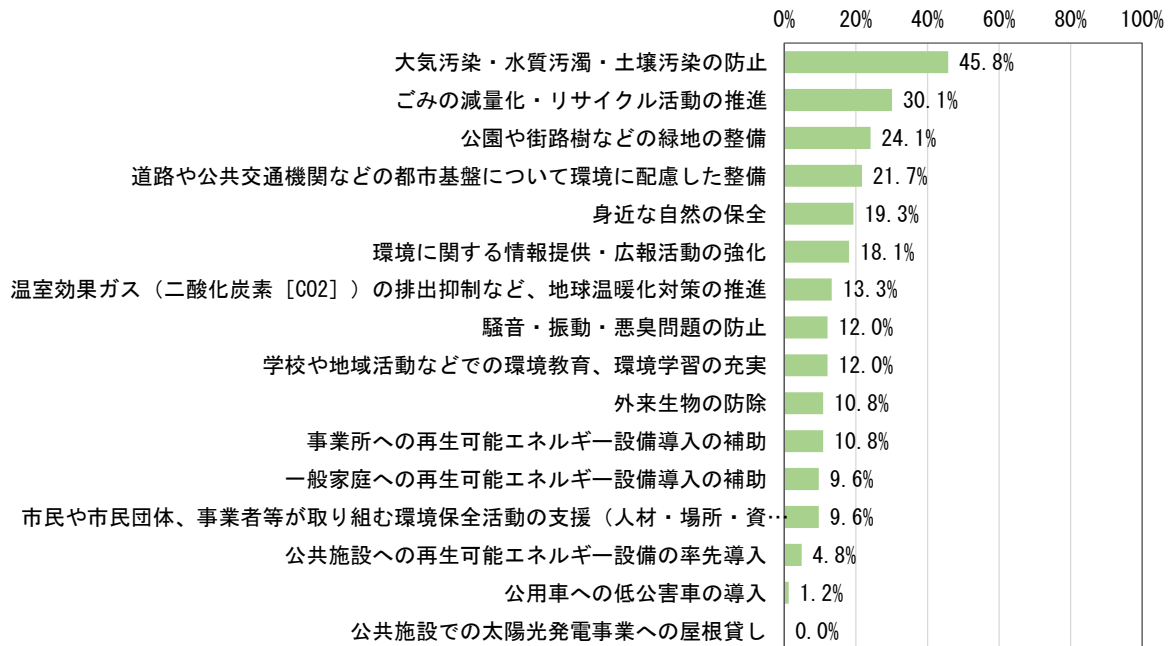


【市の取組について】

□行政に特に期待している施策



□市の施策として重要と考える事項



8. 市民意見公募状況

(1) 意見公募概要

- ・公表資料 「第2次高砂市環境基本計画（改訂版）素案」
- ・公表資料の設置場所 環境政策課、情報公開コーナー、各市民サービスコーナー、各市民サービスコーナー及び市ホームページ
- ・意見募集期間 令和3年12月28日（火）から令和4年1月26日（水）まで
- ・意見書提出方法 書面の持参、郵送、ファックス又は電子メール

(2) 意見公募結果

- ・意見提出者 5人、1団体
- ・意見書提出件数 23件

9. 用語集

あ行

□空き家バンク

空き家等を利用し高砂市に定住したい人や高砂市にお店を開きたい人に、市内の空き家（空き店舗）情報を提供するサービス。

□暑さ指数（WBGT）

熱中症を予防することを目的として、1954年にアメリカで提案された指標で、世界中で広く活用されている。

気温、湿度、日射・輻射熱（遠赤外線による熱線により直接伝わる熱を指す。太陽の光の熱と同じ。）の3要素を取り入れ、「蒸し暑さ」を一つの単位で総合的に表す。人体と外気との熱収支に着目し、人が受ける暑熱環境による熱ストレスの評価を行う指標として活用が推進されている。

□入浜権運動

海浜や海岸に自由に立ち入り、魚介類の採取や海水浴など自然の恩恵を享受できる権利。1973（昭和48）年、高砂市の公害を告発する住民運動から生まれた理念で、山林の入会権から着想された。

□エコドライブ

ゆるやかな発進や一定速度での走行等、車の燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らすための環境に配慮した運転方法。

□エシカル消費

人や地域や社会や地球環境に配慮した倫理的に正しい消費のこと。

消費者自身が、人や社会や地球環境に配慮した商品・サービスを積極的に選択することで、自らを含めた人や社会や地球環境の課題解決につながる消費活動を行うことを指す。

2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)の17のゴールのうち、特にゴール12に関連する取組。

□塩性湿地

海岸にある湿地や沼地のことをいい、海に近いことから干満の影響を受け、時間帯により塩水に冠水したり陸地になったりする地形のこと。

□オキシダント

全オキシダントとは、オゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）、過酸化物質などの酸化性物質で、中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離する物質の総称。

全オキシダントから二酸化窒素を除いたものが光化学オキシダントとされている。光化学オキシダントが高濃度となり、光化学スモッグが発生した場合は、植物に被害が出たり、目に刺激症状や鼻、咽喉及び呼吸上気道の粘膜刺激症状等の影響をもたらす。

□温室効果ガス

大気中の二酸化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7種類を温室効果ガスとし規定している。

か行

□カーシェアリング

登録を行った会員間で車を共同で使用する

サービスのこと。短い時間から車を借りることができたり、短い時間であればレンタカーよりも安価になるように設定されていることが多い。

□カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と植物等による吸収量等が同量であり、実質的に温室効果ガス排出量がゼロになっていること。

□海底耕耘

漁船で鉄製の桁（けた）（爪の付いた海底耕耘専用の機具）を曳いて海底を耕すことにより、海底の底質改善と海中への栄養塩供給を促すもの。

□かいぼり

稲の収穫期後の冬に、ため池の水を抜いて干し、底にたまった泥を取り除いて、ため池にひび割れや水漏れがないか等を点検する作業のこと。

□海洋プラスチックごみ

ペットボトル、プラスチック製の袋、プラスチック漁具などが廃棄され海洋に流出したものの。

生物がネットに絡まる、エサと間違えて誤食するなど海の生態系に影響を及ぼす。

□環境基準

「環境基本法」第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。この基準は、公害対策を進めていくうえでの行政上の目標として定められているものであり、ここまでは汚染してもよい、またはこれを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められているものではない。

□環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを環境管理または環境マネジメントといい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」（Environmental Management System）という。

□緩和策

温室効果ガスの排出削減と吸収源の対策により、地球温暖化の進行を食い止めることであり、例として、省エネや再生可能エネルギーなどの普及による脱炭素化などが挙げられる。

□企業の森づくり

企業、団体などにおける CSR、社会貢献活動や福利厚生活動、また、地域との交流活動のひとつとして、森林の整備や保全活動に参画してもらう仕組み。

近年、国や各地方公共団体等による制度も設けられるようになり、兵庫県では「企業の森づくり」制度として運用されている。

□気候変動適応計画

気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応法に基づき、2018 年（平成 30 年）11 月 27 日に「気候変動適応計画」が閣議決定された。この計画の第 1 章では、気候変動適応に関する施策の基本的方向（「目標」「計画期間」「関係者の基本的役割」「基本戦略」「進捗管理等」）、第 2 章では気候変動適応に関する分野別施策（「農業、森林・林業、水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」）、第 3 章では気候変動適応に関する基盤的施策について

記載している。

□気候変動枠組条約締約国会議

気候変動枠組条約締約国会議（COP）とは、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として、1992（平成 4）年に採択された「国連気候変動枠組条約」に基づき、1995（平成 7）年から毎年開催されている年次会議のこと。2015（平成 27）年にパリで開催された COP21 は、第 21 回目の年次会議に当たり、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃未満に抑え、1.5℃に抑える努力を追求する「パリ協定」が採択された。2021（令和 3）年の COP26 では、1.5℃に抑える努力をすることが正式に合意されました。

□規制基準

騒音規制法などの個別の法律により、規制される最低限の値のことであり、この規制基準に不適合の場合は、罰則の適用などがある強制力のあるものとなる。ただし、規制基準が適用される工場・事業場などは法令などにより対象などの範囲や規制地域が限定されている。

□グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組をいう。

□グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。2001（平成 13）年には国等によるグリーン調達促進を定める「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定されている。

□グリーン・リカバリー

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による景気後退への対策で、環境を重視した投資などを通して経済を浮上させようとする手法。コロナ禍からの経済回復に向けて強力な経済政策が実施されることを大きな機会として、一気に「持続可能な社会」を実現し、コロナ禍以前とは異なる、新たな未来の創造につながる復興を目指すもの。

□光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線を吸収し、光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称をいう。光化学オキシダントが原因で発生する光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目の粘膜への刺激や呼吸への影響といった健康被害や、農作物への影響が懸念されている。

□コージェネレーション

ガスや石油等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱を回収することで、電力と熱をともに供給するシステムの総称。

さ行

□サーキュラーエコノミー

サーキュラーエコノミー（Circular Economy）とは「循環経済」のことで、従来からある原料採取、生産、消費、廃棄という一方通行の直線で図式化される「Linear Economy（直線型経済）」や「Reduce（減らす）」「Reuse（再利用する）」「Recycle（リサイクル）」の 3R で知られる「Reuse Economy（リユース経済）」の考え方とは異なり、そもそもの原材料調達・製品デザイン（設計）の段階から従来廃棄されていたものを新たに原料として使用し、廃棄ゼロを目指す経済のこと。

□再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、中小水力、風力、バイオマス、地熱等、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスをほとんど排出しないエネルギーのこと。

□次世代自動車

次世代自動車とは、電気自動車・燃料電池自動車・ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車・天然ガス自動車・クリーンディーゼル車を指す。環境を考慮し、地球温暖化の防止を目的としているため、二酸化炭素の排出を抑えた設計になっている。燃費性能に優れた車種もあり、経済的なメリットもある。

□持続可能な開発目標（SDGs）

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標であり、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成された。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

□食品ロス

食品廃棄物等のうち、食べられるのに捨てられる食品のこと。日本の食品ロスの量は年間 570 万トン（2019（令和元）年度推計値）と推計されており、日本人 1 人当たりの食品ロス量は年間約 45 kg となる。これは、日本人 1 人当たりが毎日お茶碗一杯分のご飯を捨てているのと近い量になる。

□生活排水処理率

生活排水処理人口（下水道及び合併処理浄化槽）が全人口に占める割合を示すもの。

□生物多様性

生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という 3 つのレベルでの多様性があるとされている。

た行

□太陽光発電

太陽の光エネルギーを電気に変換する太陽電池を使った発電システム。

太陽光発電システムは、太陽電池を配置した太陽電池パネルと、太陽電池で発電した電気を家庭用の交流に変えるインバータで構成されている。

□高砂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

地球温暖化対策の推進に関する法律（通称「温対法」）第 19 条第 2 項に基づき、本市の地域特性を踏まえ、地球温暖化に関する種々の課題とその対応策や事業実施のための方針を示し、市民、事業者、市が協働して地球温暖化対策施策を推進できる体制を作っていくことを目的として平成 23 年度に策定した計画。（通称「高砂未来エコプラン」）

□高砂市役所エコプラン

本市の事務及び事業に関し、独自の環境マネジメントシステムを構築、運用しており、そのシステムの通称名。

高砂市役所エコプランでは、地球温暖化対策の推進に関する法律のみならず、複数の環境関連法に基づく取り組みを組み込んでいる。

□地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

□地球温暖化対策推進法

京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」における京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組を定めたものであり、1999（平成11）年に施行された法律。2021（令和3）年の改正により、「パリ協定」に定める目標を踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定された。

□蓄電池

二次電池とも呼ばれ、繰り返し充電して使用できる電池のこと。スマートフォンのバッテリー等に使われているほか、近年は再生可能エネルギー設備と併用し、発電した電力を溜める家庭用蓄電池等が普及している。

□地産地消

地域で生産された農林水産物等を、その生産された地域内において消費すること。輸送費用を抑え、フードマイレージ削減や、地域の食材・食文化への理解促進（食育）、地域経済活性化などにつながるものと期待されている。

□適応策

既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない地球温暖化の影響に対して、自然や人

間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取組をいう。

□電気自動車（EV）

Electric Vehicle の略。

電気自動車のことで、車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する自動車。

な行

□燃料電池自動車（FCV）

Fuel Cell Vehicle の略。

水素と酸素を化学反応させて発電する燃料電池を動力源にする自動車。燃料を燃焼しないため、発生するのは水のみで有害な排ガスが出ない。

は行

□バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等がある。バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、化石燃料の使用を削減できるため、地球温暖化防止に役立つとされている。

□バイオプラスチック

微生物によって生分解される「生分解性プラスチック」及びバイオマスを原料に製造される「バイオマスプラスチック」の総称。

□ハイブリッド車

ガソリン、軽油、天然ガスなどを燃料とするエンジンと、電気モーターを組み合わせた自動車。燃費が良い特徴を有する。

□ハザードマップ

水害や土砂災害などの災害発生時に、危険箇所や災害時の避難場所などを地図にまとめたもの。

□パリ協定

2020（令和 2）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組であり、1997（平成 9）年に定められた「京都議定書」の後継に当たる。京都議定書と大きく異なる点としては、途上国を含むすべての参加国に、排出削減の努力を求めている点である。

□ヒートアイランド現象

郊外と比べて都市部の気温が高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することからこのように呼ばれる。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われて乾燥化した結果、夜間気温が下がらない事により発生する。特に夏には、エアコンの排熱が室外の気温をさらに上昇させ、また、上昇した気温がエアコンの需要をさらに増大させるといふ悪循環を生み出している。

□フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動。

ま行

□マイクロプラスチック

海洋ごみの約 70%を占めるプラスチックゴミのうち大きさが 5mm 以下のサイズのもので、海鳥の誤飲など物理的な障害のほか化学物質の毒性への懸念も広がっている。

ら行

□リサイクル

不要になったものを資源として再利用すること。「再資源化」や「再生利用」ともいわれる。いわゆる「3R」のひとつ。

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を(1)リデュース(ごみの発生抑制)、(2)リユース(再使用)、(3)リサイクル、(4)熱回収、(5)適正処分としている。

アルファベット

□AI（エーアイ）

Artificial Intelligence の略。

人工知能のことで、人間の知的な行動をコンピュータによって人工的に再現したもの。

□BCP（事業継続計画）

被災して業務遂行能力が低下した状態下で、非常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておくもの。

□BEMS(バムス ビルエネルギーマネジメントシステム)

Building and Energy Management System の略。

ビルエネルギー管理システムのこと、情報通信技術を利用して人や温度等のセンサーと制御装置を組み合わせ、業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行うもの。

□BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略。

河川水や工場排水、下水などの汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が微生物によって二酸化炭素や水に分解されるときに

消費される酸素の量。

単位は mg/L で表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。

□CASBEE（キャスビー）

建築物や街区、都市などに係わる環境性能を様々な視点から総合的に評価するためのツール。現在、国内の建設事業者や設計事務所、建物所有者、不動産投資機関などにおいて広く活用されている。また一部の地方公共団体では届出制度としての活用が進んでいる。

□CO（一酸化炭素）

燃料などの不完全燃焼により生じるガス。

血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害するなどの健康への影響のほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くする。自動車が主な発生源とされている。

□COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand の略。

湖沼や海域の水の汚濁の程度を示す指標の一つで、酸化剤によって水中の有機物が二酸化炭素や水などに分解されるときに消費される酸素の量。

単位は mg/L で表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。

□COOL CHOICE（クールチョイス）

脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

□Eco-DRR（エコ・ディーアールアール）

生態系を活用した防災・減災（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）の略称であり、生態系と生態系サービスを維持することで

危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える対策。

□ESCO 事業（エスコ事業）

Energy Service Company 事業の略で、事業者の省エネルギー課題に対して、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達など省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、実現した省エネルギー効果（導入メリット）の一部を報酬として受け取る事業。

□FEMS（フェムス 工場エネルギーマネジメントシステム）

Factory Energy Management System の略。

工場エネルギー管理システムのこと、生産設備のエネルギー使用・稼働状況を把握し、見える化や各種機器を制御するためのシステム。状況に応じて空調、照明機器、生産ライン等の運転制御等を行う。

□FIT 制度（フィット制度 固定価格買取制度）

Feed-in Tariff の略。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度のこと。再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定期間中は定額で買い取ることを義務付けた制度。

□HEMS（ヘムス）

Home Energy Management System の略。

家庭で使う電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器を自動制御し、省エネするための管理システム。

□IoT（アイオーティー）

Internet of Things の略。

「モノのインターネット」と訳される。

家電のような「モノ」をインターネットに繋げ、より便利に活用することを指す。テレビやエアコンがインターネットにつながることで、モノが相互通信し、遠隔による計測、制御や自動運転などが可能となる。

□MaaS（マース）

Mobility-as-a-Service の略。

自家用車による移動以外の、バス、電車、タクシー、シェアサイクルといったあらゆる公共交通による移動を1つのサービスとして捉え、ルート検索、利用、運賃決済などを継ぎ目なく結びつけ、人々が効率よく、かつ便利に使えるようにする概念。

□NO₂（二酸化窒素）

物が燃える際に、空気中の窒素や物に含まれる窒素化合物が酸素と結合して生成される窒素酸化物のひとつ。

窒素酸化物によって汚染された空気を吸い続けると、咽頭、気管、肺などの呼吸器に影響を与える恐れがある。

□PM_{2.5}（微小粒子状物質）

大気中に浮遊する粒径 2.5 μm（マイクロメートル：μm=1000 分の 1 mm）以下の小さなものを指し、ボイラーや自動車の排気ガス等から発生するもののほか、窒素酸化物等が大気中で光化学反応を起こして発生するものもあり、健康への影響が懸念されている。

□RCP（代表的濃度経路）シナリオ

RCP シナリオは、将来の温室効果ガスが安定化する濃度レベルと、そこに至るまでの経路のうち代表的なものを選び作成されたもの。RCP とは、Representative Concentration Pathways（代表的濃度経路）の略称。RCP に

続く数値が大きいほど 2100 年における放射強制力（地球温暖化を引き起こす効果のこと）が大きいことを意味する。

□PPA

Power Purchase Agreement（電力販売契約）事業の略で、施設所有者が提供する敷地や屋根などのスペースに太陽光発電設備への設置、管理を行う会社（PPA 事業者）が設置した太陽光発電システムで発電された電力をその施設の電力使用者へ有償提供する仕組み。

□SATOYAMA イニシアティブ

生物多様性の保全と人間の福利向上のために、里山のような人間が周囲の自然と寄り添いながら農林漁業などを通じて形成されてきた二次的自然地域の持続可能な維持・再構築を通じて「自然共生社会の実現」を目指す国際的な取組。

□SPM（浮遊粒子状物質）

大気中に浮遊する粒子状の物質で、浮遊粉じん、エアロゾル（個体または液体の微粒子が気体中に比較的安定して浮遊し存在している状態）などのうち、粒径が 10μm 以下のもの。

□ZEB（ゼブ）

ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

□ZEH（ゼッチ）

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略称で、外皮（外壁・屋根・窓等住宅の外周）の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再

生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。

数字・記号

□3R+Renewable

国の「プラスチック資源循環戦略」における基本原則であり、ワンウェイの容器包装・製品を始め、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすこと、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源に適切に切り替えること、できる限り長期間、プラスチック製品を使用すること、使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用を図ること、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指すことなどがある。